

4-2 騒音

4-2-1 調査

1) 調査項目及び調査地点等

調査項目及び調査地点を表 4-2-1、図 4-2-1 及び図 4-2-2 にそれぞれ示す。

表 4-2-1 調査項目及び調査地点

調査項目	地点数	地点 No.	調査地点位置及び選定理由	
総合騒音	1	St. 1	やまびこ公園駐車場	計画施設からの施設騒音による市民生活への影響の程度を把握するために、公園利用、走行車両における現状を把握する地点として選定した。
事業所	2	St. 2	施設北側	計画施設からの施設騒音による影響の程度を把握するために、敷地境界における現状を把握する地点として選定した。なお、St. 2 はやまびこ公園、St. 3 はテニスコートに近接する地点とした。
		St. 3	施設南東側	
道路交通騒音・交通量	6	St. 4	塩嶺病院前	工事関係車両及びごみ収集運搬車両の走行に伴う騒音による影響の程度を把握するために、道路沿道における現状を把握する地点として選定した。
		St. 5	市営球場前	
		St. 6	神明町三丁目	
		St. 7	本町二丁目	
		St. 8	下諏訪町清掃センター搬入路	現施設の解体から計画施設の供用開始までの期間、岡谷市の可燃ごみの焼却処理を諏訪市清掃センター及び下諏訪町清掃センターに委託して処理を行う予定であるため、この期間のごみ収集車両の主要走行ルート沿道における現状を把握する地点として選定した。
St. 9	諏訪市清掃センター搬入路			
交通量	2	St. 10	やまびこ公園南口	現施設へのごみ収集車両の主要走行ルート沿道における現状を把握する地点として選定した。
		St. 11	やまびこ公園正門	

2) 調査結果

(1) 総合騒音

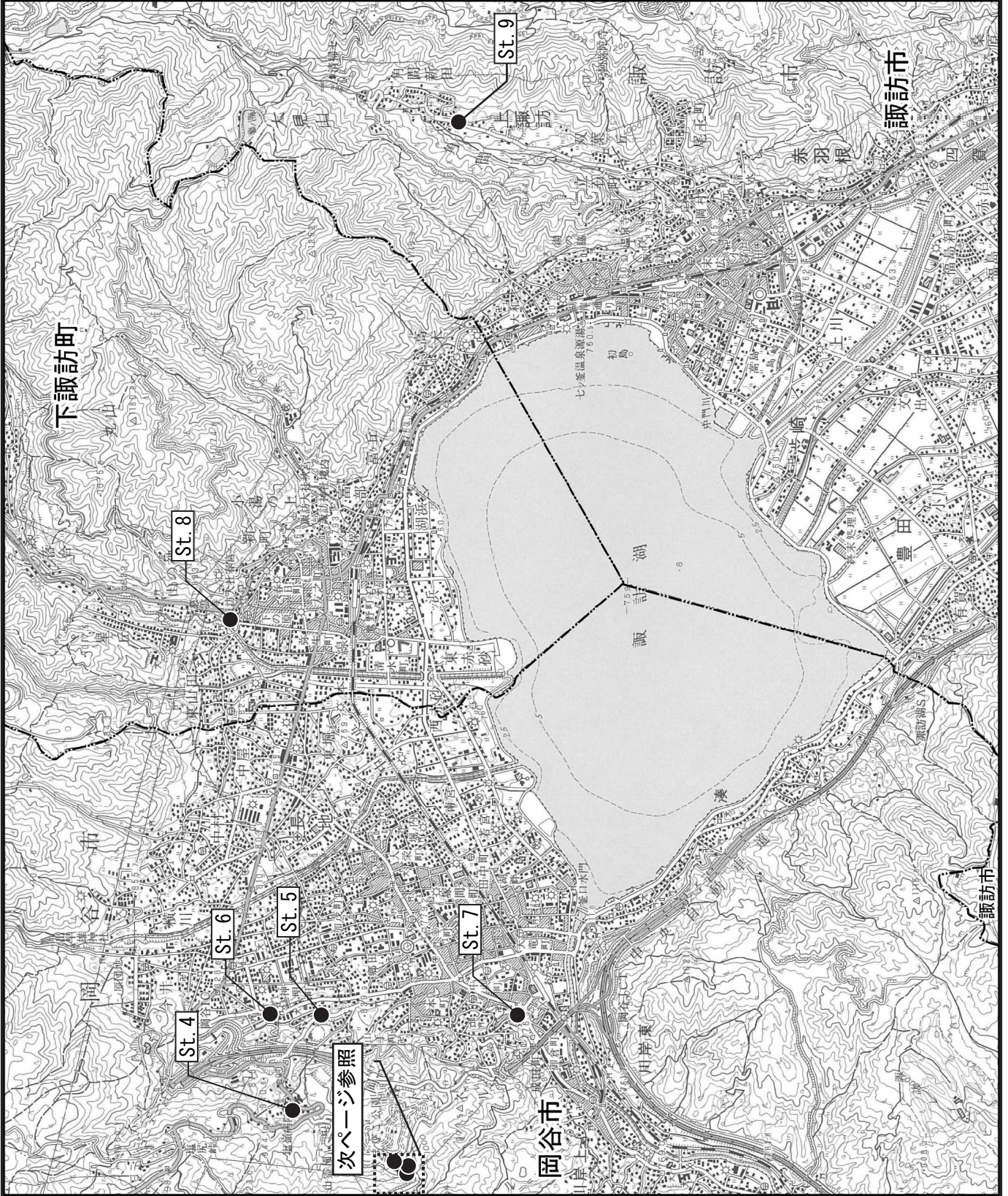
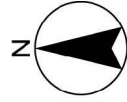
調査結果を表 4-2-2 に示す。施設稼働時、施設停止時ともに昼間の騒音レベルが高く、夜間に低い。施設稼働時、施設停止時の測定結果には著しい差は見られなかった。なお、対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域ではないため、騒音に係る環境基準は適用されない。

凡例

●：騒音調査地点

----- 市町村界

図 4-2-1
騒音の現地調査地点
位置図





凡例

- : 騒音調査地点
- : 交通量調査地点 (交通量のみ実施)


 : 対象事業実施区域

図 4-2-2

騒音・交通量の現地調査地点位置図

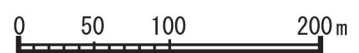


表 4-2-2 総合騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} ）

単位: dB(A)

調査地点	施設稼動時		施設停止時	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
St. 1	52	42	53	43

(2) 事業所騒音

調査結果を表 4-2-3 に示す。両地点とも昼間の騒音レベルが高く、夜間が低い。測定地点間の著しい差は見られなかった。なお、対象事業実施区域は、騒音規制法の指定地域ではないため、特定工場等で発生する騒音の規制に関する基準は適用されない。

表 4-2-3 事業所騒音測定結果（90%レンジ上端値 (L_{A5})）

単位: dB(A)

調査地点	施設稼動時（敷地境界）			
	朝 6時～8時	昼間 8時～18時	夕 18時～21時	夜間 21時～6時
St. 2	63	65	64	46
St. 3	62	64	63	44

(3) 道路交通騒音

① 道路交通騒音

調査結果を表 4-2-4 及び表 4-2-5 に示す。各調査地点ともに、昼間の騒音レベルが夜間より高い傾向にあり、施設稼動時と休日による著しい差は認められない。環境基準との比較では、St. 5 地点以外の地点において環境基準値を上回っていた。騒音規制法の要請限度は St. 4 及び St. 7 の夜間において超える場合があった。なお、環境基準との比較は表 4-2-4、要請限度との比較は表 4-2-5 に示す。

表 4-2-4 道路交通騒音測定結果（環境基準との比較）

単位: dB(A)

調査地点	施設稼動時		休日		環境基準		
	昼間 6時～ 22時	夜間 22時～ 6時	昼間 6時～ 22時	夜間 22時～ 6時	昼間	夜間	地域の区分 (用途地域)
St. 4	75	72	73	68	70	65	幹線交通を担う道路に近接する空間 (無指定)
St. 5	64	60	64	57	70	65	幹線交通を担う道路に近接する空間 (第一種低層住居専用地域)
St. 6	69	66	67	62	65	60	B 地域のうち道路に面する地域 (準住居地域)
St. 7	63	56	63	55	55	45	A 地域 (第一種低層住居専用地域)
St. 8	62	52	62	54	55	45	B 地域 (第一種住居地域)
St. 9	63	53	63	55	—	—	(無指定)

注：網掛けは環境基準値を上回った値

表 4-2-5 道路交通騒音測定結果（騒音規制法の要請限度との比較）

単位：dB(A)

調査地点	施設稼働時		休日		自動車騒音に係る要請限度		
	昼間 6時～ 22時	夜間 22時～ 6時	昼間 6時～ 22時	夜間 22時～ 6時	昼間	夜間	区域の区分 (用途地域)
St. 4	75	72	73	68	75	70	幹線交通を担う道路に近接する空間 (無指定)
St. 5	64	60	64	57	75	70	幹線交通を担う道路に近接する空間 (第一種低層住居専用地域)
St. 6	69	66	67	62	75	70	b 区域 (準住居地域)
St. 7	63	56	63	55	65	55	a 区域 (第一種低層住居専用地域)
St. 8	62	52	62	54	65	55	b 区域 (第一種住居地域)
St. 9	63	53	63	55	—	—	(無指定)

注：網掛けは要請限度を超えた値

(4) 交通量調査

交通量調査結果を表 4-2-6 に示す。

国道 20 号の地点である St. 4 が最も多く、施設稼働時で 22,522 台/24h、休日で 20,028 台/24h であった。次いで国道 20 号の接続道路の地点である St. 6、St. 5 の順で多かった。その他の地点の交通量は、1,054 台/24h～2,751 台/24h の範囲であった。

なお、St. 4 及び St. 6 は、施設稼働時（平日）と休日で 2,000 台/24h 前後の差があり、大型車混入率にも差が見られ産業道路の性格を示している。

また、焼却施設への搬入路である St. 8 及び St. 9 は、交通量に占めるごみ収集車の率が高くなっている。現施設近傍でごみ収集車両が走行する St. 10 及び St. 11 においても、ごみ収集車の占める割合が高くなっている。

表 4-2-6 交通量調査結果

地点番号	調査時期	車種(台)				合計(台)		大型車混入率(%)	ごみ収集車混入率(%)
		大型車	小型車	ごみ収集車	二輪車	二輪除く	二輪含む		
St. 4	施設稼働時	4,935	17,547	40	81	22,522	22,603	22	0.18
	休日	2,220	17,779	29	213	20,028	20,241	11	0.14
St. 5	施設稼働時	885	6,977	13	32	7,875	7,907	11	0.16
	休日	556	7,151	4	81	7,711	7,792	7	0.05
St. 6	施設稼働時	1,385	7,633	19	86	9,037	9,123	15	0.21
	休日	715	6,910	11	47	7,636	7,683	9	0.14
St. 7	施設稼働時	58	2,690	3	38	2,751	2,789	2	0.11
	休日	42	2,431	16	31	2,489	2,520	2	0.63
St. 8	施設稼働時	48	2,219	25	67	2,292	2,359	2	1.06
	休日	31	2,208	9	62	2,248	2,310	1	0.39
St. 9	施設稼働時	124	1,905	68	50	2,097	2,147	6	3.17
	休日	19	2,230	39	109	2,288	2,397	1	1.63
St. 10	施設稼働時	128	2,515	40	16	2,683	2,699	5	1.48
	施設停止時	57	1,921	0	14	1,978	1,992	3	0.00
St. 11	施設稼働時	35	1,217	22	4	1,274	1,278	3	1.72
	施設停止時	4	1,050	0	6	1,054	1,060	0	0.00

注：大型車混入率、ごみ収集車混入率は、二輪車を除く台数に対する割合とした。

4-2-2 予測及び評価の結果

1) 工事中の運搬(機材・資材・廃材等)の影響

(1) 予測結果

工事関係車両の走行による騒音の予測結果は表 4-2-7 に示すとおりである。

表 4-2-7 工事関係車両の走行による等価騒音レベル予測結果

単位: dB(A)

予測地点	現況の等価騒音レベル (現地調査結果) (L_{Aeq*})	計算値			工事関係車両の走行時の等価騒音レベル $L_{Aeq}(L_{Aeq*} + \Delta L)$
		現況の交通による等価騒音レベル($L_{Aeq,R}$)	工事関係車両の走行による等価騒音レベル($L_{Aeq,HC}$)	工事関係車両の上乗せによる騒音レベルの増加(ΔL)	
No. 1	75	76	60	0	75
No. 2	64	69	59	0	64
No. 3	69	71	59	0	69
No. 4	63	66	61	1	64

注: 予測値は、昼間の時間における地上 1.2m の値である。

(2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表 4-2-8 に示す環境保全措置を講じる。

表 4-2-8 環境保全措置(工事関係車両の走行)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
搬入時間の分散	工事関係車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化を図る。	低減
交通規制の遵守	工事関係車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。	低減

【環境保全措置の種類】

回避: 全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化: 実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正: 影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

低減: 継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償: 代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が、表 4-2-9 に示す騒音に係る環境基準を満足することを基本とした上で、現状の道路交通騒音を大きく悪化させないことを環境保全目標とした。

なお、環境基準については、No. 1、No. 2 については幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、No. 3 については B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準、No. 4 については A 地域の環境基準が該当する。

表 4-2-9 環境保全に関する目標(工事関係車両の走行)

予測地点	環境保全に関する目標	
No. 1	騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)	70dB(A)
No. 2		
No. 3	騒音に係る環境基準(道路に面する地域) (B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域)	65dB(A)
No. 4	騒音に係る環境基準 (A地域)	55dB(A)

注: 上記の環境基準は昼間(午前6時~午後10時)の基準を示している。

(4) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、表 4-2-8 に示す環境保全措置を実施することから、工事関係車両の走行による騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

② 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

工事関係車両の走行による等価騒音レベルの予測結果は、表 4-2-19 に示すとおりである。No. 2 では環境基準を下回るが、No. 1、No. 3、No. 4 で騒音に係る環境基準を上回る。これは現況における騒音が既に環境基準を上回っていることが原因となっている。

ただし、工事関係車両による騒音の増加は 0~1dB(A)であり、現状の道路交通騒音を大きく悪化させない。

このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4-2-10 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(工事関係車両の走行)

単位: dB(A)

予測地点	現況の等価騒音レベル (現地調査結果) (L_{Aeq*})	工事関係車両の上乗せによる騒音レベルの増加(ΔL)	工事関係車両の走行時の等価騒音レベル $L_{Aeq}(L_{Aeq*} + \Delta L)$	環境保全に関する目標
No. 1	75	0	75	70
No. 2	64	0	64	70
No. 3	69	0	69	65
No. 4	63	1	64	55

2) 工事中的ごみ処理委託に伴う自動車交通発生の影響

(1) 予測結果

廃棄物搬出入車両等の走行による騒音の予測結果は表 4-2-11 に示すとおりである。

表 4-2-11 ごみ収集車両の走行による等価騒音レベル予測結果

単位: dB(A)

予測地点	現況の等価騒音レベル (現地調査結果) ($L_{Aeq,*}$)	計算値			廃棄物搬出入車両等の走行時の等価騒音レベル L_{Aeq} ($L_{Aeq,*} + \Delta L$)
		現況の交通による等価騒音レベル ($L_{Aeq,R}$)	廃棄物搬出入車両等の走行による等価騒音レベル ($L_{Aeq,HC}$)	廃棄物搬出入車両等の上乗せによる騒音レベルの増加 (ΔL)	
No. 1	62	66	63	2	64
No. 2	63	65	62	2	65

注: 予測値は、昼間の時間における地上 1.2m の値である。

(2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表 4-2-12 に示す環境保全措置を講じる。

表 4-2-12 環境保全措置(工事関係車両の走行)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
交通規制の遵守	廃棄物搬出入車両等は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。	低減
効率的な車両走行の実施	効率的な車両走行によって廃棄物搬出入車両等の台数を削減するとともに集中走行を回避する。	低減

【環境保全措置の種類】

回避: 全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化: 実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正: 影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

低減: 継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償: 代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が、表 4-2-13 に示す騒音に係る環境基準を満足することを基本とした上で、現状の道路交通騒音を大きく悪化させないことを環境保全目標とした。

なお、環境基準については、No. 1 については A 地域の環境基準が該当する。No. 2 については都市計画法における用途地域に指定されておらず、環境基準が適用されないが、周囲の土地利用の状況を勘案し B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準を当てはめた。

表 4-2-13 環境保全に関する目標(工事関係車両の走行)

予測地点	環境保全に関する目標	
No. 1	騒音に係る環境基準(A 地域)	55dB(A)
No. 2	騒音に係る環境基準(道路に面する地域) (B 地域*のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)	65dB(A)

注 1: 上記の環境基準は昼間(午前 6 時~午後 10 時)の基準を示している。

注 2: No. 2 は都市計画法における用途地域に指定されておらず、環境基準が適用されないが、周辺の土地利用の状況を勘案し B 地域を当てはめた。

(4) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、表 4-2-12 に示す環境保全措置を講じることから、廃棄物搬出入車両等の走行による騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

② 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

廃棄物搬出入車両等の走行による等価騒音レベルの予測結果は、表 4-2-14 に示すとおりである。

No. 2 では環境基準以下であるが、No. 1 で騒音に係る環境基準を上回る。これは現況における騒音が既に環境基準を上回っていることが原因となっている。

ただし、廃棄物搬出入車両等による騒音の増加は 2dB(A) であり、現状の道路交通騒音を大きく悪化させない。

このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4-2-14 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果（廃棄物搬出入車両等の走行）

単位：dB(A)

予測地点	現況の等価騒音レベル (現地調査結果) (L_{Aeq*})	廃棄物搬出入車両等の上乗せによる騒音レベルの増加(ΔL)	廃棄物搬出入車両等の走行時の等価騒音レベル $L_{Aeq}(L_{Aeq*} + \Delta L)$	環境保全に関する目標
No. 1	62	2	64	55
No. 2	63	2	65	65

注：予測値は地上 1.2m における値である。

3) 工事中の建設作業による影響

(1) 予測結果

予測地点における建設作業に係る時間率騒音レベルの予測結果は表 4-2-15 示すとおりである。

表 4-2-15 (1) 建設機械の稼働による騒音予測結果(解体工事)

単位：dB(A)

予測地点	時間帯	予測値
東側敷地境界	昼	73

注：予測値は地上 1.2m における値である。

表 4-2-15 (2) 建設機械の稼働による騒音予測結果(建設工事)

単位：dB(A)

予測地点	時間帯	予測値
東側敷地境界	昼	80

注：予測値は地上 1.2m における値である。

(2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表 4-2-16 に示す環境保全措置を講じる。

表 4-2-16 環境保全措置(建設機械の稼働)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
工事区域に仮囲いを設置	工事区域外への建設作業騒音の伝搬を抑制するため、工事区域外周に工事用仮囲いを設置する。	最小化
低騒音型機械の使用	建設機械は、低騒音型又は超低騒音型の建設機械を使用する。	最小化
建設機械の稼働時間の遵守	早朝・夜間及び日曜日は、騒音を発生させる作業は原則実施しない。	最小化

【環境保全措置の種類】

- 回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- 最小化：実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- 修正：影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。
- 低減：継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- 代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。
また、予測結果が、表 4-2-17 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4-2-17 環境保全に関する目標(建設機械の稼働)

環境保全に関する目標		備考
騒音規制法に定められる特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	85dB(A)	対象事業実施区域の敷地境界における基準値

(4) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、表 4-2-16 に示す環境保全措置を実施することから、工事中の建設作業による騒音の影響は、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

② 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

解体工事に伴う騒音予測値と建設工事に伴う騒音予測値を比較すると、建設工事に伴う騒音予測値が大きいことから、環境保全に関する目標との整合性に係る評価は、建設工事に伴う騒音予測値について行った。

各地点の予測結果は、表 4-2-18 に示すとおり環境保全に関する目標を満足している。
以上のことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4-2-18 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(建設機械の稼働)

単位: dB(A)

予測地点	対象	予測値	環境保全に関する目標
東側敷地境界	特定建設作業(L _{A5})	80	85 以下

注：予測値は地上 1.2m における値である。

4) 存在・供用時の廃棄物搬出入車両等による影響

(1) 予測結果

廃棄物搬出入車両等の走行による等価騒音レベルの予測結果は、表 4-2-19 に示すとおりである。

表 4-2-19 廃棄物搬出入車両等の走行による等価騒音レベル予測結果

単位: dB(A)

予測地点	現況の等価騒音レベル (現地調査結果) (L_{Aeq*})	計算値			廃棄物搬出入車両等の走行時の等価騒音レベル $L_{Aeq}(L_{Aeq*} + \Delta L)$
		現況の交通による等価騒音レベル($L_{Aeq,R}$)	廃棄物搬出入車両等の走行による等価騒音レベル($L_{Aeq,HC}$)	廃棄物搬出入車両等の上乗せによる騒音レベルの増加(ΔL)	
No. 1	75	76	66	0	75
No. 2	64	69	65	1	65
No. 3	69	71	65	1	70
No. 4	63	66	67	4	67

注: 予測値は、昼間の時間における地上 1.2m の値である。

(2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表 4-2-20 に示す環境保全措置を講じる。

表 4-2-20 環境保全措置(廃棄物搬出入車両等の走行)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
交通規制の遵守	廃棄物搬出入車両等は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。	低減
効率的な車両走行の実施	効率的な車両走行によって廃棄物搬出入車両の台数を削減するとともに集中走行を回避する。	低減

【環境保全措置の種類】

- 回避: 全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- 最小化: 実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- 修正: 影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。
- 低減: 継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- 代償: 代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が、表 4-2-21 に示す騒音に係る環境基準を満足することを基本とした上で、現状の道路交通騒音を大きく悪化させないことを環境保全目標とした。

なお、環境基準については、No. 1、No. 2 については幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、No. 3 については B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準、No. 4 については A 地域の環境基準が該当する。

表 4-2-21 環境保全に関する目標(廃棄物搬出入車両等の走行)

予測地点 (現地調査地点)	環境保全に関する目標	
No. 1	騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)	70dB(A)
No. 2		
No. 3	騒音に係る環境基準(道路に面する地域) (B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)	65dB(A)
No. 4	騒音に係る環境基準 (A 地域)	55dB(A)

注: 上記の環境基準は昼間(午前 6 時~午後 10 時)の基準を示している。

(4) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、表 4-2-20 に示す環境保全措置を実施することから、廃棄物搬出入車両等の走行による騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

② 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

廃棄物搬出入車両等の走行による等価騒音レベルの予測結果は、表 4-2-22 に示すとおりである。

No. 2 では環境基準を下回るが、No. 1、No. 3、No. 4 で騒音に係る環境基準を上回る。これは現況における騒音が既に環境基準を上回っていることが原因となっている。

ただし、廃棄物搬出入車両等による騒音の増加は 0~4dB(A)であり、現状の道路交通騒音を大きく悪化させない。

このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4-2-22 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(廃棄物搬出入車両等の走行)

単位: dB(A)

予測地点	現況の等価騒音レベル (現地調査結果) (L_{Aeq*})	廃棄物搬出入車両等の上乗せによる騒音レベルの増加(ΔL)	廃棄物搬出入車両等の走行時の等価騒音レベル $L_{Aeq}(L_{Aeq*} + \Delta L)$	環境保全に関する目標
No. 1	75	0	75	70
No. 2	64	1	65	70
No. 3	69	1	70	65
No. 4	63	4	67	55

注: 予測値は地上 1.2m における値である。

5) 存在・供用時の施設の稼働による影響

(1) 予測結果

敷地境界地点における施設の稼働による騒音の予測結果は表 4-2-23 に示すとおりである。

表 4-2-23 施設の稼働による騒音予測結果

単位: dB(A)

予測地点(現地調査地点)	時間帯	暗騒音レベル	寄与値 (施設稼働騒音)	予測値
No. 1 東側敷地境界	朝、昼間、夕、夜間	-	50	50
No. 2 やまびこ公園駐車場(St. 1)	昼間	53	43	53
	夜間	43		46

注: 予測値は地上 1.2m における値である。

(2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表 4-2-24 に示す環境保全措置を講じる。

表 4-2-24 環境保全措置(施設の稼働)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
騒音発生機器の適切な防音措置	騒音発生機器は吸音材等で覆うなどの適切な防音措置を講じる	最小化
騒音発生の大きい機器の屋内への設置	騒音発生の大きいタービン・発電機、空気圧縮機は室内に設置することにより外部への騒音の伝搬を低減する。	最小化
機器類の定期的な管理	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器類はすみやかに修理、交換し、機器の異常による大きな騒音の発生を未然に防ぐ。	低減

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。また、予測結果が、表 4-2-25 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

環境保全に関する目標は、騒音規制法及び騒音に係る環境基準を参考に設定した。

表 4-2-25 環境保全に関する目標(施設の稼働)

環境保全に関する目標			備考
騒音規制法に基づく工場騒音の時間区分に応じて、道路に面する地域に係る環境基準(C地域のうち車線を有する道路に面する地域)を参考に設定	朝・夕	60dB(A)	事業者として自主的に定めた環境管理上の目標値
	昼間	65dB(A)	
	夜間	60dB(A)	
騒音に係る環境基準(道路に面する地域)を参考に設定	昼間	65dB(A)	
	夜間	60dB(A)	

注：対象事業実施区域周辺は騒音に係る環境基準指定地域ではないが自主的な目標値として設定。

(4) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、表 4-2-24 に示す環境保全措置を実施することから、施設の稼働に伴う騒音の影響は、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

② 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

予測結果は、表 4-2-26 に示すとおりであり環境保全に関する目標を下回っている。

以上のことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4-2-26 環境保全に関する目標との整合性に係る評価結果(施設の稼働)

単位：dB(A)

予測地点(現地調査地点)	予測値		環境保全に関する目標
No. 1 東側敷地境界	朝	50	60 以下
	昼間	50	65 以下
	夕	50	60 以下
	夜間	50	60 以下
No. 2 やまびこ公園駐車場(St. 1)	昼間	53	65 以下
	夜間	46	60 以下

注：予測値は地上 1.2m における値である。